

事 務 連 絡
令和2年1月29日

会 員 各 位

安房医師会長 原 徹
公衆衛生担当理事 石井義縁

公衆衛生に関する情報提供について

日頃より、安房医師会へのご支援ご協力をいただき大変感謝申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり千葉県医師会より通知がございましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルスに係る対応について
(令和2年1月24日 千医第101号 全10枚)
2. 新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A について
(令和2年1月27日 千医第105号 全6枚)

以上

なお、下記にて情報公開してございます。

安房医師会ホームページ <http://www.awa-ishikai.jp/>

安房医師会トップ→ → 新着情報

公益社団法人安房医師会 事務局
〒294-0045 館山市北条2578番地27
TEL 0470-22-0228
FAX 0470-22-4035

千医第 101 号
令和 2 年 1 月 24 日

各 地区医師会会長 様
各 地区医師会感染症担当理事 様

千葉県医師会
会 長 入江 康文
公衆衛生担当理事
西牟田敏之
(公印省略)

総務担当

公衆衛生担当

新型コロナウイルスに係る対応について

連日の報道でご存知のとおり、中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染は、中国各地に拡大し、日に日に患者数が増加しています。そうした折、春節の連休で中国から多くの観光客がわが国を訪れ、中に感染者が紛れており、わが国で発症し医療を必要とする事態が起こることが考えられ、すでに 2 例目の感染者確認の報道もされています。

空港検疫は、発症した人の国内流入を防ぎ、また、入国してから症状が出現した人を早期に発見し拡大を防ぐために、1 月 24 日より中国からの全ての航空機において資料にある「健康カード」(日本語、中国語、英語)を配布しました(事態によって記載内容は更新される可能性があります)。(資料 1)

この「健康カード」の記述によると、咳や 37.5 度以上の発熱などの症状が出て医療機関に受診する際、事前に電話連絡して中国(武漢市)に滞在していたことを告げ、マスクを着用して受診し、医師の診断を受けてくださいとなっています。

このことに関してすぐに対応が可能な医療機関は限られていると思いますが、可能な場合にはその対応をして下さい。診療に当たっては健康福祉部疾病対策課の「新型コロナウイルス肺炎に係る対応について(暫定)」(資料 2)の医療機関の対応を参考にして下さい。

しかし、多くの医療機関では待合室や診察室の関係で、基礎疾患を有する患者さんとの接触を避け対応するのは困難であることが想定されます。対応が難しい医療機関においては、受診についての事前電話を受けた時点で、「今は診察ができないので保健所に相談し、折り返し保健所から返事しますので、名前と連絡先の電話番号を教えてください」と告げて、相手の連絡先を確認して下さい。最寄りの保健所に電話してこの旨を伝え、保健所から受診可能な医療機関を紹介するなど対応をとります。



事前の電話連絡無しに、直接医療機関に来てしまうケースが想定されます。対応可能な医療機関は、健康福祉部疾病対策課の「新型コロナウイルス肺炎に係る対応について（暫定）」（資料 2）を参考にして診療してください。

対応が難しい医療機関にあっては、保健所に相談し受診先を紹介する手順をとりますので、患者の名前、連絡先電話番号を聞き、保健所から連絡があるまで滞在場所で待つよう伝えてください。

新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例を診察した場合には、（資料 3）の様式を記載して、最寄りの保健所に FAX 送信してください。

新型コロナウイルスの感染力や毒性がはっきりしない中、医療機関、保健機関、検査機関、行政の皆様には、大変なご苦心をいただき感謝申し上げます。感染者の早期発見と追跡、重症者の治療管理、感染拡大の防止が、目下の最重点課題であります。これを成し遂げるには、地区医師会のお力添えが不可欠です。地区医師会には大変ご負担をおかけしておりますが、長期戦にならないことを願って、今しばらくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 2 年 1 月 30 日（木）19 時から県医師会 3 階会議室において、県医師会と千葉県健康福祉部の共催で、地区医師会担当理事に出席いただき、現時点での新型コロナウイルスの知見、疫学、国ならびに千葉県における対応等につき説明会を準備しております。担当理事だけでなく、会員の皆様にも参加を頂けるよう企画したいと考えております。来週早々にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(健康カード)

中国（武漢市）で新型コロナウイルス感染症 が発生しています

中国（武漢市）に滞在していた方で、咳や発熱等の症状がある場合や、解熱剤等を服薬している場合は、検疫官にお申し出ください。また、本日から14日間、健康状態に留意し、以下のように行動してください。

- ▶ 健康状態のチェックをお願いします。
 - ・ 毎日、体温測定を行い、発熱の有無を確認してください。
 - ・ 激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無を確認してください。
- ※ 身近な方の健康状態にも注意を払ってください。
- ▶ 咳や 37.5 度以上の発熱などの症状が出た場合
 - ① マスクの着用
外出を控え、他者に感染させないように注意してください。
 - ② 医療機関の受診
医療機関に受診する際、事前に中国（武漢市）に滞在していたことを電話連絡してマスク着用のうえ受診し、医師の診断を受けてください。その際には、この紙を示し、渡航歴を伝えてください。

ご不明な点は、最寄りの保健所にご相談ください。

【本件に関しては、以下のサイトの情報を参照して下さい】

保健所



厚生労働省ホームページ



検疫所



厚生労働省・検疫所

(健康卡)

中国（武汉市）出现新型冠状病毒感染症状

曾在中国（武汉市）逗留的旅客，如发现咳嗽或发烧等症状，或正在服用退烧药等的，请告知检疫官。同时，从今天起未来的 14 天，请注意身体健康情况，并按如下方法做。

➤ 确认健康情况

- 请每天测量体温以确认是否发烧。
- 请确认是否有剧烈咳嗽或呼吸困难等症状。

※ 也请注意身边亲朋的健康情况。

➤ 发生咳嗽或体温达到 37.5 度以上的病情：

① 戴口罩

请减少外出，注意不要传染给他人。

② 请去医院接受医生的诊断

去医院看病时，事先电话告知此前在中国（武汉）停留过，然后戴上口罩去医院，接受医生的诊断。届时请出示本张纸，并告诉医生旅程经过。

如有任何问题，敬请到最近的保健所咨询。

【本事项相关信息】

保健所



厚生劳动省官网



检疫所



厚生劳动省・检疫所

(Health Card)

Novel coronavirus infection occurring in Wuhan City, China.

If you come from Wuhan City, China, with symptoms such as cough or fever, or taking antipyretics, etc., please contact the quarantine officer.

Also, watch your health condition, and take the following actions for the next 14 days.

- Check your health condition
 - Check your body temperature for fever every day.
 - Watch your symptoms carefully such as severe cough or difficulty breathing.
 - ※ Pay attention to health condition of your close contacts as well.
- If you develop symptoms such as cough or fever of 37.5°C or higher,
 - ① Wear a mask.
 - Avoid going out to prevent the spreading of infection to others.
 - ② Seek medical care.
 - When you seek medical care, please call and inform the doctor in advance that you have stayed in China (Wuhan). When you visit a medical institution and consult to a doctor, please wear a mask and show this paper and tell your travel history

If you have any questions, consult the nearest public health center.

【More information related to this matter】

Public Health Center



Ministry of Health, Labour and Welfare



Quarantine Station



Ministry of Health, Labour and Welfare • Quarantine Station

新型コロナウイルス肺炎に係る対応について（暫定）

令和 2 年 1 月 2 4 日

健康福祉部疾病対策課

※国立感染症研究所において各種対応（案）が、日々、策定・改訂されている状況であるため、県の対応については適宜見直します。

1 定義及び対象

（1）新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例

以下の ①、②全てを満たす場合。

①発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状を有している。

②発症から2週間以内に、以下のア、イのいずれかを満たす。

ア 武漢市内への渡航歴・滞在歴

イ 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴

（2）医療機関から保健所への報告を求める対象

上記（1）のうち、インフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体の検査が陰性であった場合。

（3）行政検査を検討する対象

上記（2）のうち、症状が中等症（画像検査などで肺炎と診断された場合）又は重症であった場合。

（4）濃厚接触者の対象者

①世帯内接触者：「患者（確定例）」と同一住所に居住する者

②医療関係者等：個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

③汚染物質の接触者：「患者（確定例）」由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者

④その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）

2 医療機関の対応（疑似症定点に限らない）

上記 1（2）に該当する患者を診察した場合、医療機関所在地を管轄する保健所（以下、「管轄保健所」という。）へ、別紙確認票及び電話により報告する。

その際、医学的に転院が必要であるが、受入れ医療機関の確保が困難であった場合

は、管轄保健所に相談する。

また、急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策として、患者本人にはサージカルマスクを着用させることを原則とし、医療従事者はサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。

その上で患者が疑い例と判明した場合は、以下の対策を追加で講じることが望ましい。

- ①標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。
- ②診察室および入院病床は個室が望ましい。
- ③診察室および入院病床は十分換気する。
- ④患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する。
- ⑤患者の移動は医学的に必要な目的に限定する。

3 保健所の対応

（１）初動調査

ア 医療機関から報告・相談があった場合

（ア）患者が上記 1（３）に該当しない場合は、次の事項について健康指導を実施するとともに、確認票を健康福祉部疾病対策課に報告する。

- ①症状が消失するまで健康状態に注意し、咳エチケットと手洗いを徹底し、人混みを避けること。
- ②症状が悪化した場合は、受診した医療機関に相談の上、その指示に従い、マスク等を着用の上、速やかに受診すること。
- ③患者の同居家族等について、最終曝露から 14 日間、健康状態に注意を払うこと。

（イ）患者が上記 1（３）に該当する場合は、確認票を健康福祉部疾病対策課に報告し、行政検査の可否を確認する（以降、下記 3（２）のとおり対応）。

なお、受入れ医療機関について相談された場合は、感染症指定医療機関や陰圧設備を有する医療機関を中心に調整する。

イ 住民から相談があった場合

管轄保健所は、相談内容から上記 1（１）を満たすことを確認した場合、確認票を作成し、健康福祉部疾病対策課に報告するとともに、感染症指定医療機関や陰圧設備を有する医療機関を中心に受け入れ医療機関を調整する。

（２）行政検査等

健康福祉部疾病対策課が国等と協議した結果、新型コロナウイルスの検査を実施する場合は、管轄保健所から医療機関に検体の採取を依頼し、検体は管轄保健所が検査機関（国立感染症研究所村山庁舎）に搬送する。

併せて、調査票 1、2-1 を作成し、健康福祉部疾病対策課に報告する。

(※) 検査に係る留意事項について

①採取検体は、以下のとおり。

- ・必ず採取：上気道検体（咽頭拭い液（複数部位からの採取が望ましい））
- ・できる限り採取：下気道検体（喀痰、気管吸引液）、ペア血清
- ・可能であれば採取：全血、尿

※患者が死亡し、培検でサンプルが採取可能な場合は、別途相談。

②検体採取に当たっては、採取キット（1次容器：拭い液1本、綿棒1本、喀痰等採取容器1本）、バイオボトル（2次容器）、バイオボトルを入れる紙箱（3次容器）、保冷資材及びジェラルミンケースを医療機関へ持参する。

③採取容器は、医療機関で使用する採取容器でも支障ないが、医療機関の採取容器を使用する際は、密閉可能な空の滅菌容器あるいは市販のウイルス輸送用培地の入った容器を用いる（細菌培養用の培地、迅速診断キットに添付されている検体採取用の液の残り等は使用できないことに留意する。）。

④検体は保冷し、ジェラルミンケースに入れた上で検査機関に搬送する。

⑤検体には、医療機関にて必要事項を記入した、別添様式「一類感染症、二類感染症、…、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び疑似症検査票（病原体）」を2通（コピー可）添付する。

⑥その他事項は、参考資料「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル（2020年1月21日更新）：国立感染症研究所」を参照

（3）検査結果判明後の追加調査等

ア 検査結果が陽性であった場合（患者（確定例））

管轄保健所から医療機関に検査結果を報告する。

患者に対して調査票2-2による調査を実施し、健康福祉部疾病対策課へ報告するとともに、濃厚接触者に対して次の事項について健康指導し、調査票3による健康観察を患者（確定例）との最終接触日から14日後まで実施する。

①咳エチケットと手洗いを徹底すること。

②健康状態に注意を払うこと。

③症状が悪化した場合は、最寄りの保健所に事前連絡の上、保健所が調整した医療機関にマスク等を着用の上、速やかに受診すること。

イ 検査結果が陰性であった場合

重症例に関しては、疑似症サーベイランスに基づき、他に想定される病原体について検査を実施するか、関係機関と検討する。

4 参考資料

- ・「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策（2020 年 1 月 21 日改訂）」国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター
- ・「新型コロナウイルス（Novel Coronavirus : nCoV）感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）（2020 年 1 月 21 日版）」国立感染症研究所感染症疫学センター
- ・「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル（2020 年 1 月 21 日更新）」国立感染症研究所

保健所行き（FAX送信先）

新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例の確認票（R2.1.24 暫定）

作成日：____年 ____月 ____日

作成者所属：_____

作成者氏名：_____

医療機関名称：_____

医療機関所在地：_____

担当医師氏名：_____

患者氏名：_____（年齢：____歳、性別：____、国籍：____）

患者住所地：_____

患者連絡先：_____

○新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例の確認事項

☐①37.5℃以上の発熱 及び 呼吸器症状を有する。

・発症日：____月 ____日から

・発熱：あり（____℃） ・ なし

・呼吸器症状：あり（肺炎像：あり ・ なし） ・ なし

☐②発症前2週間以内に次のいずれかを満たす。

☐武漢市内への渡航歴・滞在歴：

— あり ・ なし

○期間： ○滞在先等：

☐新型コロナウイルス患者及びその疑い患者との接触歴：

あり（状況：_____） ・ なし

☐③インフルエンザ等の検査が陰性であった。

【必須】☐病原体（ インフルエンザ ）： 陽性 ・ 陰性

☐病原体（ ）： 陽性 ・ 陰性

☐病原体（ ）： 陽性 ・ 陰性

上記①、②、③全てに該当する場合、最寄りの保健所まで御連絡願います。

千医第 105 号
令和 2 年 1 月 27 日

各 地区医師会長 様

千葉県医師会長
(公印省略)

総務
担当

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A について

このことについて、厚生労働省より Q&A が作成され、同省 HP に公開されたと
日本医師会から情報提供がありましたので、取り急ぎお知らせいたします。

公衆衛生
担当

担当：地域保健課 宮原



(健Ⅱ226F)

令和2年1月27日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&Aについて

中国湖北省武漢市等における新型コロナウイルスに関連した感染症に関して、今般、厚生労働省よりQ&Aが作成され、同省HPに公開されましたので取り急ぎ情報提供させていただきます。

Q&Aでは、疑い患者等を取り扱う上での注意点として、手洗いなど一般的な衛生対策を講じることのほか、疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合には、近隣の保健所または都道府県に確認の上、疑似症定点施設へ紹介すること等が示されています。(詳細は別添資料をご確認ください。)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省HP】

○中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588519.pdf>

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A

(令和 2 年 1 月 26 日時点版)

(一般向け)

1. 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年 12 月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。

詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省 HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2. 新型のコロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。

過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。

3. 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大 14 日程度と考えられています。

参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

4. 発生状況や死亡者数は？

最新の状況については、厚生労働省 HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況につ

いて」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5. 予防法はありますか？

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いします。

6. 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？

入国してから 2 週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。

7. 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？

検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。詳しくは国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページや Twitter で国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所 FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

厚生労働省 Facebook: <https://www.facebook.com/mhlw.japan/>

(自治体・医療従事者等の専門家向け)

8. コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群(MERS)や重症急性呼吸器症候群(SARS)などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10~15% (流行期は35%) を占めます。

9. 診断方法にはどのようなものがありますか？

診断方法としては、核酸増幅法(PCR法など)がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

10. 鑑別を要する疾患は何ですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

11. どのような治療方法がありますか？

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

12. 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール(70%)を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

13. 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？
検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。
詳しくは国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
14. 疑似症の届出は必要ですか？
武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-07-01.html>
15. 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか？
疑似症定点へご紹介いただき、届け出る必要があります。疑似症定点についてはお近くの保健所または都道府県にお問い合わせください。
届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-07-01.html>
16. 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか？
疑似症サーベイランスにおける国立感染症研究所への検査依頼の窓口は、国立感染症研究所感染病理部にお問い合わせください（疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください）。